

議案第 25 号

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例の制定について

令和 4 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報及び観光情報の発信、地場産品等の販売及び防災施設の設置を行うことにより、道路利用者の利便性向上、交流人口の拡大及び防災機能の確保を図り、もって地域の活性化に寄与するため、本市に道の駅まえばし赤城（以下「道の駅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 道の駅まえばし赤城
- (2) 位置 前橋市田口町 3 6 番地

(施設)

第 3 条 道の駅に次の施設を置く。

- (1) 駐車場
- (2) 公衆便所
- (3) 情報発信施設
- (4) 観光案内所
- (5) 福祉ショップ
- (6) 防災施設
- (7) 温浴施設
- (8) 地域交流施設
- (9) 広場
- (10) 販売施設・サービス提供施設

(利用許可)

第 4 条 前条第 7 号から第 10 号までに掲げる施設（以下「利用許可施設」という。）を利用しようとする者（広場のうち、芝生広場を営利を目的としないで利用しようとする者を除く。）は、市長の許可（以下「利用許可」という。）を受

なければならない。利用許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときも、同様とする。

2 市長は、利用許可をするに当たっては、道の駅の管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第5条 市長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他道の駅の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第6条 市長は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは利用許可の条件を変更し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 災害その他の事故により、利用できなくなったとき。

(特別の設備等)

第7条 利用者（広場又は販売施設・サービス提供施設の利用者に限る。）は、利用許可施設に市規則で定める特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなくてはならない。この場合において、許可を受けた特別の設備を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 前項の特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。

(使用料等)

第8条 温浴施設又は地域交流施設を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料及び市規則で定める附属設備使用料（以下これらを「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 広場を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、使用料等を納付しなければならない。ただし、広場のうち、屋外広場又は芝生広場を営利目的で利用する場合は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに使用料を納付するものとする。

3 販売施設・サービス提供施設を利用しようとする者は、利用許可を受けてから市長が指定する期限までに使用料等を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第9条 納付した使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用許可施設を利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、利用許可を受けた目的外に利用許可施設を利用し、又はその利用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用許可の条件を変更され、若しくは利用を中止されたときは、直ちに自己の負担で施設及び設備（第7条の特別の設備を含む。）を原状に回復して、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(賠償責任)

第13条 道の駅の入場者（以下この条及び次条において「入場者」という。）又は利用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の認定する額を賠償しなければならない。ただし、当該入場者又は当該利用者の責めに帰することができない理由により損傷し、又は滅失したときは、この限りでない。

(入場の拒否等)

第14条 市長は、入場者が第5条各号のいずれかに該当するときは、当該入場者に対し、入場を拒み、若しくは退場を命じ、又は道の駅の利用を制限することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 道の駅の利用に関する業務

(2) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他道の駅の設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、道の駅を適正に市民の利用に供しなければならない。

4 指定管理者は、道の駅を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、前橋市個人情報保護条例（平成9年前橋市条例第46号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第7条まで、第12条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、指定管理者が使用料等の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、利用許可施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を収受させる場合における第8条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

2 この条例の規定による道の駅の管理に係る指定管理者の指定、利用許可その他必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

(1) 温浴施設

利用区分	使用料（1人1回につき）
12歳以上	1,200円
12歳未満	800円

(2) 地域交流施設

利用区分		使用料（1時間につき）
多目的室1	営利を目的としない場合	800円

	営利を目的とする場合	1,600円
多目的室2	営利を目的としない場合	800円
	営利を目的とする場合	1,600円
調理室	営利を目的としない場合	1,250円
	営利を目的とする場合	2,500円

(3) 広場

利用区分					使用料
屋外 広場	営利を目的と しない場合	1日に つき	基本使用料	5平方メー トルにつき	1,250円
	営利を目的と する場合	1日に つき	基本使用料	5平方メー トルにつき	1,250円
加算使用料			売上高の30パー セントの額		
芝生広場		1日に つき	基本使用料	5平方メー トルにつき	200円
			加算使用料		
屋外ステージ		6時間につき			7,000円

(4) 販売施設・サービス提供施設

利用区分			使用料 (1か月につき)
販売施設	基本使用料	1平方メートルに つき	9,000円
	加算使用料		売上高の25パーセン トの額
サービス提供施設	基本使用料	1平方メートルに つき	9,000円
	加算使用料		売上高の25パーセン トの額

摘要

- 1 温浴施設を3歳未満の者が利用する場合の使用料は、無料とする。
- 2 入場料（入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するもの）を徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的で利用する場合における使用料は、営利を目的とする場合の使用料の額とする。
- 3 売上高とは、利用者が飲食物の販売その他サービスの提供をして得た対価の額の総額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- 4 地域交流施設又は広場を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- 5 広場（屋外ステージを除く。）の利用者が自動車において飲食店営業等を行う場合は、1台につき15平方メートルとして算定し、屋外広場を利用する場合の使用料を徴収する。
- 6 屋外広場と芝生広場を同時に利用するときは、その利用区分に応じ、屋外広場を利用する場合の使用料を徴収する。
- 7 販売施設又はサービス提供施設の利用期間が1か月未満のとき又は利用期間に1か月未満の端数があるときの基本使用料は日割りによるものとする。
- 8 販売施設又はサービス提供施設の利用者が電気、ガス、水道、下水道等（以下「電気等」という。）を使用する場合は、この表の(4)に定める使用料に電気等の実費相当額を加算した額を徴収する。
- 9 この表に基づいて算出した使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。